東洋水産健康保険組合 2022 決算号

健保だより

https://www.maruchan-kenpo.or.jp/

健康のことで悩みがあるときは

- ●ご家族(扶養家族)の方もお気軽にご利用ください
- 派遣社員の方もご利用いただけます

TSグループ社員のみなさん ご利用ダイヤル

0120-166-558



土 10:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・夏季・年末年始休み)

【サービス提供者:ヒューマニーズ相談センター】



リフィル処方箋

ご存じですか?



令和4年度の診療報酬改定で「リフィル処方箋」が導入されました。

リフィル処方箋とは、症状が安定 している患者について、医師と薬剤 師の適切な連携のもと、一度出して もらった処方箋を一定期間内に繰り

返し使えるしくみです (最大3回まで)。患者にとっては通院 負担の軽減や利便性の向上といったメリットがあるうえ、受 診回数が減ることで医療費の抑制効果も期待されています。

「健康保険組合連合会 特設サイト」をご覧ください https://www.kenporen.com/refill_prescription/





- ●医師が、リフィル処方が可能と判断した場合は、処方箋の「リフィル可」欄に√点を記入。
- 1 回当たりの投薬期間と総投薬期間は医師

が患者の病状などか ら決める。

- 投薬量に限度がある 薬や湿布薬は対象外。
- ●同一の薬局で調剤してもらうのが基本。



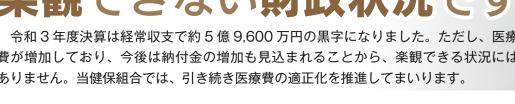
Contents

- P1 リフィル処方箋をご存じですか?
 - ●繰り返し使える処方箋。患者の通院負担軽減につながり、医療費も節約できます
- P2 令和3年度の決算がまとまりました
 - ●経常収支で約5億9,600万円の黒字に。ただし、楽観できない財政状況です
- P3 その行動はいずれ自分に返ってくる~整骨院・接骨院のルールを理解せずにかかる ●保険適用外の負傷については全額自己負担。健康保険を使えるケースは限られています
- P4 令和 4年 10月から健康保険が変わります
 - ●企業の健康保険の適用基準が拡大されます/育児休業期間中の保険料免除要件が変わります
- P5 女性のみなさん! 婦人科健診を受けましょう
 - 40 歳から 50 歳代に多い「乳がん」/若い人にも増えている「子宮頸がん」/費用補助のご案内

令和3年度の決算がまとまりました

黒字決算となりましたが 楽観できない財政状況です

令和3年度決算は経常収支で約5億9.600万円の黒字になりました。ただし、医療 費が増加しており、今後は納付金の増加も見込まれることから、楽観できる状況には ありません。当健保組合では、引き続き医療費の適正化を推進してまいります。



経常収支差引額

5億9,657万6千円

本年から団塊の世代が75歳以上の

後期高齢者に移行し始めています。

納付金の急増が懸念されており、

今後の財政が心配です。

経常収入 29 億 5,661 万 4 千円

経常支出 23 億 6,003 万 8 千円

-般勘定

収入

30億9.948万3千円

支出

23億8,896万4千円

保険給付費は

前年度に比べ 6.5%増加。 令和2年度も前年度比 1.0%の増加となっており、 毎年増加しています。



保険料収入

29億5.002万4千円

組合を運営するための主要財源として、事 業主とみなさんに納めていただきました。

調整保険料収入

2,893万7千円

健保組合間の財政調整事業に支出 するため、納めていただきました。

繰越金

5,916万8千円

前年度の決算残金からの繰越金です。

財政調整事業交付金

5.213万8千円

高額な医療費等に対する健保組合間の財政調整 として、健康保険組合連合会から交付されました。

その他

921万6千円

保険給付費

13億8.541万8千円

みなさんが病気やけがをしたときの医療 費や、各種の給付金として支払いました。

納付金

8億1.853万3千円

高齢者医療への支援にあてられる 納付金等の総額です。

保健事業費 7,862万2千円

各種健診の補助・健康保持増進事

業などの費用として支出しました。

財政調整事業拠出金

2.892万6千円

健保組合間の財政調整のために健 康保険組合連合会へ拠出しました。

事務費、その他 7.746万5千円

介護勘定

令和3年度の介護勘定決算は、収入総額 3億408万円、支出総額2億8,469万円 となり、収支差引 1,939 万円の決算残金を もって終了しました。

介護保険にかかる費用は年々増加している ため、今後、健保組合に課される介護納付金 のさらなる増加が予想されています。

収入

3億408万3千円

支出 2億8,468万9千円 介護保険収入

2億8,838万8千円

介護納付金 2億8,468万9千円

繰越金 1,569万5千円





整骨院・接骨院の

ルールを理解せずにかかる

整骨院・接骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれていますが、実際には"健康保険が適用される負傷のみ保険適用"という意味です。そのため、保険適用外の負傷については、全額自己負担でかかるのがルールです。

誤って健康保険を使ってしまった場合、健保組合から療養費の返還請求を 受けることがありますので、ルールを理解してからかかるようにしましょう。

整骨院のルール●

健康保険を使えるケースは 限られています

整骨院で健康保険を使うことができるのは、*外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない、下記のものに限られます。

- ○骨折 ○脱臼 打撲
- 捻挫 肉離れ

※骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

下記のケースでは 健康保険は使えません!



など

- ★ 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ス保険医療機関で治療中の負傷
- ※ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ★ 症状の改善がみられない長期の施術
- ★ 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上に 起きた負傷

整骨院のルール2

「療養費支給申請書」は よく確認して署名を

柔道整復師が患者(被保険者等)の代わりに健保組合へ療養費を申請することを「受領委任払い」といいます。受領委任払いの整骨院では、健康保険を使って施術を受けた後、患者は「療養費支給申請書」に署名します。

療養費支給申請書には、負傷原因、負傷名、日数、金額が記載されています。この内容をもとに健保組合へ申請されるものなので、しっかり確認したうえで自筆で署名するようにしてください。

※全額を患者が支払い、後で健保組合に申請して還付を受けることを「償還払い」といいます。一部に償還払いの整骨院もあります。



健保組合から、施術内容を照会させていただくことがあります

健保組合では、健康保険を使って整骨院で施術を受けた方に、後日、施術日や施術内容、負傷原因等について確認させていただく場合があります。照会をスムーズにするため、施術内容のメモを残すとともに、領収書や明細書は保管しておくようにしてください。みなさんの保険料を適正に活用するための照会となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年10月から

パート・アルバイトの方も

健康保険に入る場合があります

令和4年10月から、企業の健康保険の適用基準が拡大されます。従業 員数101名以上の企業で働く短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、 勤務先の健康保険に被保険者として加入することになります。

健康保険が 新たに適用と なるのは

令和4年10月から	現行
従業員数101名以上	従業員数501名以上
労働時間が週に20時間以上(変更なし)	労働時間が週に20時間以上
月額賃金が8.8万円以上(変更なし)	月額賃金が8.8万円以上
雇用期間 (見込) が <mark>2カ月超</mark>	雇用期間 (見込) が1年以上
学生ではない (変更なし)	学生ではない

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。▶https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/

ご家族(被扶養者)の方はご注意ください!

で家族(被扶養者)の方はご注意ください!
今回の改正により、現在は当健保組合の被扶養者として加入されている方も、10月以降に上記の要件を満たせば勤務先の健康保険被保険者となり、当健保組合の加入者資格を失います。
この場合、当健保組合の被扶養者から削除する手続きが必要です。被保険者の方が「健康保険被扶養者(異動)届」に該当する方の保険証を添えて、所属事業所の健康保険担当者を通じ、すみやかに届け出を行ってください。



令和4年10月から



育児休業期間中の 保険料免除要件が変わります

会員のおりますが、

育児休業中は、健康保険や厚生年金の保険料が免除されます。現在は月末時点 で育児休業を取得していると免除の対象となりますが、令和4年10月からは月内 に14日以上の育児休業を取得した場合にも保険料が免除されるようになります。

賞与にかかる保険料の免除要件が見直されます

令和4年10月から、賞与にかかる保険料は、1カ月を超える育児休業を取得し ている場合に限り免除の対象になります。



乳がん

乳がんは女性のがんで最も多く、年間に およそ 9.5 万人が乳がんと診断されています。 がんの多くは高齢になるほど発症リスクが高 まりますが、乳がんは 40 歳から 50 歳代と 比較的若い年代から多いのが特徴です。

国では、40歳以上の女性に、問診およ びマンモグラフィ検査による乳がん検診を、 2年に1回受診することを推奨しています。 また、乳房のしこりやひきつれ、乳頭から の分泌液など気になる症状がある場合は、 検診を待たずに早めに医療機関を受診す ることが重要です。なお、乳がん検診では、 マンモグラフィ検査のほか、乳房超音波検 査なども行われます。

マンモグラフィ検査

乳房をプラスチックの板 で挟んで撮影し、小さいしこ りや石灰化を見つける検査 です。年齢や乳腺量により、 詳細な診断が難しいことが あります。X線を使うため、 妊娠中は受けられません。



乳房超音波検査

です。乳腺量の多い方や若年 の方でもしこりなどを見つけ やすく、マンモグラフィ検査に 加えて受けることで発見率 が高まります。X 線を 使わないため、妊娠



いずれのがんも早期に発見・治療すれば予後がよいため、

女性特有のがんである

は、

罹患数・

定期的に検診を受けておくことが大切です

死亡数ともに増加傾向にあります。

女性の みなさん!



子宮頸がん

子宮頸がんは、子宮の入り口の子宮 頸部に発生するがんです。30歳から 40歳代の女性に多い一方で、近年は 20歳代での発症も増加しています。

国では、20歳以上の女性に、細 胞診による子宮頸がん検診を、2年 に1回受診することを推奨しています。

子宮頸がんは、がん細胞に進行す る前の「異形成」という状態を経て がんになることがわかっています。定 期的に検診を受けることで、症状が ない異形成の段階で病変を発見する ことができます。 とくに 20 歳から 30 歳代は結婚・出産の年齢層であり、 子宮温存が可能な早期のうちに発見 することが大切です。

細胞診(PAP)

子宮頸部の細胞を、小さなヘラ やブラシなどでこすり取り、異常 な細胞がないかどうかを顕微鏡で 見て調べます。



乳房に超音波をあてる検査 の可能性がある方で も受けられます。



対象者: 25 歳以上の被保険者および被扶養者

数:年1回 婦人科健診

補助額:乳がん検診…超音波またはマンモグラフィいずれか一つ、4,000円を限度に補助

子宮頸がん検診…4.000 円を限度に補助

参考: 国立がん研究センター「がん情報サービス」HP